

【 提出書類及び確認事項等一覧表 】

○…提出が必要

△…いずれかを提出

	提出書類	確認事項	チェック☑
■低未利用土地等であることの確認	○ 別記様式①-1 低未利用土地等確認申請書	・譲渡した者（売主）が個人であることを確認する ・所在地が都市計画区域内であることを確認する ・譲渡日が令和2年7月1日から令和10年12月31日までの間であることを確認する	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ( 年 月 日)
	○ 売買契約書の写し	・売買契約の対価が500万円以内（一定の場合には800万円以内（※1））か確認する	<input type="checkbox"/> ( 円)
	①～④のいずれかの書類（※2）		
	△ ①空き家バンクの登録が確認できる書類 空き家バンク登録完了通知書の写し、 空き家バンク登録内容確認書の写し など	・空き家バンクの登録の際に、市と連携する宅地建物取引業者が更地、空き家又は空き店舗であることを確認していること	<input type="checkbox"/> /添付なし
	△ ②宅地建物取引業者による広告等	・宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告を出していること	<input type="checkbox"/> /添付なし
△ ③電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細等、最終の料金引き落とし日が分かるもの など	・電気・水道・ガスの使用中止日が <u>売買契約よりも1ヶ月以上前</u> であること	<input type="checkbox"/> /添付なし	
△ ④その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類	①～③の書類が提出できない場合は、以下のいずれの方法等によっても確認可とする。 ◆別記様式①-2 宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨を確認する ◆2方向以上からの現況写真と併せて現地調査やヒアリングを行うことにより、低未利用土地等であることを確認する など	<input type="checkbox"/> /添付なし  <input type="checkbox"/>	

		提出書類	確認事項	チェック☑
■譲渡後の利用についての確認	○	<p>①別記様式②-1 宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合</p> <p>②別記様式②-2 宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合</p> <p>①または②の書類が提出できない場合は、 ◆別記様式③ 宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合</p>	<p>・提出する別記様式について、必要事項がすべて記入されているか確認する</p>	<p>①→<input type="checkbox"/></p> <p>②→<input type="checkbox"/></p> <p>③→<input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
■その他の要件についての確認	○	当該土地等に係る登記事項証明書	<p>・売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の<u>所有期間が5年を超えている</u>ことを確認する (相続・贈与で引き継いだ土地建物は、前の所有者の所有期間も引き継ぐものとする)</p> <p>・申請のあった土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無を確認する</p> <p>・上記が「有」の場合、当該分筆された土地等につき低未利用土地等確認書を今回の申請者に交付した実績の有無を確認する</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/>/有り</p> <p><input type="checkbox"/>/有り</p>

(※1) 令和5年1月1日から令和10年12月31日までの間に譲渡された低未利用土地等が市街化区域内にある場合には、譲渡の対価の額が800万円を超えないことを確認する。

(※2) 申請のあった土地等が農地の場合は、農地法（昭和27年法第229号）第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること（現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること又は農業上の利用の程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること）が確認されていることによっても、確認可能とする。